第三条第一項中「（昭和三十二年法律第二十六号）」を削る。

第五条第二項中「第十八条の二十三の二第十六項」を「第十八条の二十三の二第十五項」に改める。

第七条第一項中「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令（以下「令」という。）」を「令」に改める。

（租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令の一部改正）

第十四条　租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令（平成二十年財務省令第三十号）の一部を次のように改正する。

附則第二十一条第四項中「第二十二条の十二第九項第三号」を「第二十二条の十二第十項第三号」に改める。

○財務省令第三十六号

内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律（平成九年法律第百十号）第四条第二項及び内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律施行令（平成九年政令第三百六十三号）第九条第一項の規定に基づき、内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年六月三十日　　財務大臣　野田　佳彦

内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律施行規則（平成九年大蔵省令第九十六号）の一部を次のように改正する。

第五条第一号中「この号、次条第一項及び第九条において」を削る。

第十条第三項中「国外送金等調書」の下に「（次条において「国外送金等調書」という。）」を加える。

第十一条の見出しを「（国外送金等調書の提出方法等）」に改め、同条第二項第二号中「第四条第二項」を「第四条第三項」に改め、同項第三号及び第四号中「第四条第二項」を「第四条第二項第二号」に改め、同項を同条第五項とし、同条第一項中「第四条第二項」を「第四条第二項第二号」に改め、同項を同条第四項とし、同条に第一項から第三項までとして次の三項を加える。

法第四条第二項に規定する財務省令で定めるところにより算出した数は、同項の金融機関が提出すべき国外送金等調書の枚数を国外送金等ごとに計算した数とする。

2　国外送金等調書の提出をすべき者が法第四条第二項第一号に規定する電子情報処理組織を使用して同項に規定する記載事項（次項において「記載事項」という。）を同条第二項に規定する税務署長に提供しようとする場合における届出その他の手続については、国税関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令（平成十五年財務省令第七十一号）第四条の規定の例による。

3　法第四条第二項第一号に規定する財務省令で定める方法は、国税関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令第五条第一項の定めるところにより記載事項を送信する方法とする。

附　則

この省令は、平成二十六年一月一日から施行する。

○財務省令第三十七号

現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第八十二号）の施行に伴い、並びに租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第二十九条の三第八項及び第九十七条の二第二十八項の規定を実施するため、国税質問検査章規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年六月三十日　　財務大臣　野田　佳彦

国税質問検査章規則の一部を改正する省令

国税質問検査章規則（昭和四十年大蔵省令第四十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「第二十七条第四項」を「第二十七条第五項」に、「第二十六条第四項」を「第二十六条第五項」に、「第十四条の二第四項」を「第十四条の二第五項」に、「第十九条第五項」を「第十九条第六項」に、「第二十三条第四項」を「第二十三条第五項」に、「第十二条第二項」を「第二十一条第三項」に改め、同項第二号中「第五十三条第七項」を「第五十三条第九項」に改め、同条第二項中「第九条の四の二第五項、第二十九条の二第十項若しくは第四十一条の十二第二十六項」を「第九条の四の二第四項、第二十九条の二第九項、第二十九条の三第八項若しくは第四十一条の十二第二十五項」に改め、同条第三項中「第三十七条の十一の三第十三項」を「第三十七条の十一の三第十二項」に改め、同条に次の一項を加える。

6　租税特別措置法第九十七条の二第二十八項の身分を示す証明書の書式は、別表第六による。

別表第五の次に次の一表を加える。

別表第六

第　　号

特別還付金の支給に関する質問検査章

国税庁、国税局又は税務署

官　氏　　名

年　月　　日生

年　月　　日交付

国税庁長官、国税局長又は税務署長　㊞

（用紙　日本工業規格Ｂ８）

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第二条第三項の改正規定　平成二十四年一月一日

二　第二条第二項の改正規定及び次条の規定　特定多国籍企業による研究開発事業等の促進に関する特別措置法（平成二十三年法律第　　号）の施行の日

（質問検査章の書式に関する経過措置）

第二条　前条第二号に定める日から平成二十三年十二月三十一日までの間における改正後の国税質問検査章規則第二条第二項の規定の適用については、同項中「第九条の四の二第四項、第二十九条の二第九項」とあるのは「第九条の四の二第五項、第二十九条の二第十項」と、「第四十一条の十二第二十五項」とあるのは「第四十一条の十二第二十六項」とする。

（たばこ特別税に関する省令の一部改正）

第三条　たばこ特別税に関する省令（平成十年大蔵省令第百二十二号）の一部を次のように改正する。

本則の表国税質問検査章規則（昭和四十年大蔵省令第四十九号）の項第二欄中「第二条第一項」を「第二条第一項第一号」に改め、同項第三欄中「第二十七条第四項」を「第二十七条第五項」に、「第十九条第四項」を「第十九条第五項」に改める。

（国税質問検査章規則の一部を改正する省令の一部改正）

第四条　国税質問検査章規則の一部を改正する省令（平成二十二年財務省令第二十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項の改正規定中「第三十七条の十一の三第十三項」を「第三十七条の十一の三第十二項」に、「第三十七条の十四第十九項」を「第三十七条の十四第十八項」に改める。

附則ただし書中「平成二十四年一月一日」を「平成二十六年一月一日」に改める。